

平成24年(行ウ)第51号 定期検査終了証交付差止請求事件

原告 辻 義 則 外11名

被告 国

訴えの変更申立書

2012年8月30日

大阪地方裁判所第7民事部合議3B係 御中

原告ら代理人 弁護士 井戸 謙一

同 吉原 稔

同 吉川 実

同 高橋 典明

同 永芳 明

同 渡辺 輝人

同 高橋 陽一

同 石川 賢治

同 向川 さゆり

同 石田 達也

原告ら代理人井戸謙一復代理人

弁護士 加納 雄二

今般、被告から、関西電力株式会社大飯発電所3号機、4号機について定期検査終了証が交付されたとの上申があったので、原告らは、行政事件訴訟法7条、民訴法143条により、本件訴えを次の第1のとおり交換的に変更し、請求の原因を次の第2のとおり付加する。

第1 訴えの変更

- 1 被告の处分庁経済産業大臣枝野幸男が平成24年8月3日関西電力株式会社に対してした同社の大飯原子力発電所3号機についての定期検査終了証交付処分を取り消す。
- 2 被告の处分庁経済産業大臣枝野幸男が平成24年8月16日関西電力株式会社に対してした同社の大飯原子力発電所4号機についての定期検査終了証交付処分を取り消す。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。

第2 請求原因の追加

- 1 経済産業大臣枝野幸男は、平成24年8月3日関西電力株式会社に対し、同社の大飯原子力発電所3号機について定期検査終了証を交付した。
- 2 経済産業大臣枝野幸男は、平成24年8月16日関西電力株式会社に対し、同社の大飯原子力発電所4号機について定期検査終了証を交付した。
- 3 原告らがるる述べてきたように、平成23年3月福島第1原子力発電所事故を踏まえて発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針及びその補完指針並びに発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年6月15日通商産業省令第62号）が改定されるまでの間、経済産業大臣が発電用原子炉設置者に対し、定期検査終了証を交付することは違法であるから、原告らは、被告に対し、1、2の各定期検査終了証交付処分の取消しを求める。

以上